

原子力発電・エネルギー問題等調査特別委員会会議録

招 集

令和5年6月30日（金）都市経済委員会終了後 委員会室

出席委員（8名）

（委員長）戸田隆次 （副委員長）矢田貝香織
岡田啓介 土光均 中田利幸 西野太一
又野史朗 森谷司

欠席委員（0名）

説明のため出席した者

伊澤副市長

【総務部】下関部長 松本防災安全監

[防災安全課] 田中課長 山花危機管理室長 永瀬調整官

【市民生活部】藤岡部長

[環境政策課] 木下次長兼課長 野口環境計画担当課長補佐

[クリーン推進課] 高浦課長 遠藤施設管理担当課長補佐

【経済部】

[経済戦略課] 坂隠課長 岩田産業・雇用戦略室長

【下水道部】

[施設課] 山崎課長 見山課長補佐兼施設工事担当課長補佐

出席した事務局職員

松田局長 田村次長 坂本議事調査担当係長 松下調整官

傍 聴 者

稲田議員 今城議員 奥岩議員 門脇議員 津田議員 錦織議員 松田議員

報道関係者2人 一般3人

報告案件

- ・島根原子力2号機の新燃料の輸送計画（2023年度第2四半期）について（報告）

協議案件

- ・市有施設における再生可能エネルギー導入状況について

~~~~~

### 午後2時00分 開会

○戸田委員長 ただいまから原子力発電・エネルギー問題等調査特別委員会を開会いたします。

本日は、当局より2件の報告を受けたいと思います。

初めに、防災安全課から1件の報告を受けます。島根原子力発電所2号機の新燃料の輸送計画について当局の説明を求めます。

田中防災安全課長。

○田中防災安全課長 失礼いたします。防災安全課から島根原子力発電所2号機の新燃料

の輸送計画について報告をさせていただきます。

本日、お配りをさせていただきました資料は、3枚組となっております。去る5月31日、中国電力株式会社から、島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定、いわゆる安全協定に基づきまして、今年度の第2四半期に実施が予定されております島根原発2号機への新燃料輸送計画について連絡がありましたので、報告をさせていただきます。

まず、1番目といたしまして記載しております、安全協定に基づく連絡内容でございます。資料を2つ添付しております。1つ目は、島根原子力発電所2号機新燃料の輸送計画（2023年度第2四半期）というものの、これは、資料の2枚目に添付をさせていただいているものになります。2つ目は、輸送容器の概観図、こちらは3枚目に添付をさせていただいているものになります。

この連絡につきましては、安全協定の抜粋のほう並びに運営要綱の抜粋を記載しておりますが、これらに基づいて連絡があったものとなります。特に、安全協定の運営要綱の抜粋の中に、第4条、(2)というものがございます。こちらのほうに、少なくとも輸送日の30日前までに連絡するものとするという記載がございます。第2四半期のスタートが7月1日となりますので、その30日前までということで5月31日に連絡があったものということで承知をしております。

続いて、今後の流れについてです。昨年、令和4年の4月8日に安全協定の改定、運営要綱の改定がございました。これによりまして、輸送前に輸送日時、経路等について本市にも連絡があることになりましたが、核物質防護の観点から連絡があった内容等については公表を行わないということにしております。これに関する運営要綱の抜粋については、下の枠の中に記載をさせていただいております。

続いて、1枚目の資料の裏面に移ります。本市の対応でございます。新燃料の輸送に当たりましては、安全協定に基づきまして、鳥取県が立入調査を実施する予定となっております。本市におきましても、安全協定の運営要綱に基づきまして、防災安全課の職員が鳥取県に同行いたしまして状況を確認することとしております。対応結果につきましては、核物質防護上の観点から、後日の公表とさせていただきます。これに関連する安全協定並びに運営要綱の抜粋については、枠内にあるとおりでございます。

続きまして、2枚目の新燃料の輸送計画のほう、こちらのほうを若干触れさせていただきます。輸送されるものにつきましては、島根原発2号機の新燃料でございます。輸送時期は、第2四半期のいずれかにということでございます。輸送責任者は、原子燃料工業株式会社、搬出元は、こちらの同社の東海事業所、茨城県那珂郡東海村からということで伺っております。輸送する数量は90体ということでございます。輸送されるもののイメージ図というのが3枚目の別図としてございます輸送容器概観図、NT-XⅡ型というものということでございます。こちらの容器に2体を1つとして、それを45個、2体掛ける45個の90体を輸送するというところでございます。トラックによる陸上輸送ということでありまして。輸送車の安全対策につきましては、専用の輸送容器を使用し、また、交通安全対策についても各種取組をされるということで伺っているものでございます。

説明につきましては以上となります。

**○戸田委員長** 当局の説明は終わりました。

委員の皆様からの質疑なり御意見等を賜りたいと思います。ございませんか。

又野委員。

**○又野委員** 1枚目の裏の本市の対応のところなんですけれども、対応結果については、核物質防護上の観点から後日の公表ってということなんですけど、当然、後日にはなると思うんですけど、これってどういう幅を持たせた後日、何かちょっと、いつ輸送したかが分からないようにも、直後じゃないって意味なのか、そこら辺がちょっと分からなくて、教えていただいてもいいですか。

**○戸田委員長** 田中防災安全課長。

**○田中防災安全課長** 本市といたしましても、鳥取県といたしましても、このたびの対応が初めてとなりますので、現時点では、具体的にいつということについては、また今後の対応となろうかと思いますが、ただ、このたび事前に連絡があり、報告をさせていただいている内容でございますので、何か月、1年みたいな、そういったことはなかろうかというふうには考えております。今の時点では、ちょっと仮定のお話となりますので、すみません、今の時点ではちょっとお答えを持ち合わせておりません。失礼いたします。

**○戸田委員長** 又野委員。

**○又野委員** すみません、この核物質防護上の観点からって意味合いでは、どう受け取ったらいいのかと思って、その後日の公表ってものを。どういう意味合いで、この後日はされたんですか。

**○戸田委員長** 田中防災安全課長。

**○田中防災安全課長** 輸送されますのが核物質でございますので、事故等はもちろんでございますが、様々な事件性のあるようなことに巻き込まれるといけないということで、その輸送日ですとか輸送経路等については、情報としては、事前には、あからさまにはされないものとなります。ですので、それが輸送された後に、されるときには情報いただけますが、その時点では公表はできませんし、その対応についても、やはり一連のものが終わってからということになります。

**○戸田委員長** 又野委員。

**○又野委員** 単純に、じゃあ、その表にあった事前公表はしないってこと、輸送前に連絡はあるけれども、核物質防護の観点で公表しませんっていうのを受けただけの話なんですか。分かりました、すみません。

**○戸田委員長** ほかにございませんか。

土光委員。

**○土光委員** まず、本市の対応で、輸送に当たって立入調査を実施するということは、これは輸送が終わってから、島根原発に行つて立入調査をするという意味ですよね。何を見るっていうか、何を調査するのですか。この調査の目的。

**○戸田委員長** 田中防災安全課長。

**○田中防災安全課長** やはり核燃料でございますので、核物質を用いた新燃料ですので、その輸送が安全に確実に行われたかということの確認というふうに捉えております。詳細につきましては、先ほども申し上げましたが、本市並びに鳥取県におきましても初めての事例でございますので、現時点で、具体的にこういったものをということについてはお答えを持ち合わせておりません。申し訳ございません。

○**戸田委員長** 土光委員。

○**土光委員** 輸送が確実に行われたか、計画どおり、予定の日時に執り行われたかを調査するため。それとも、輸送が終わって、現物がもうそこにあるわけだから、その現物を確認するというのが目的なんですか。

○**戸田委員長** 田中防災安全課長。

○**田中防災安全課長** 計画どおりといいますか、やはり安全確保が第一でございますので、安全に輸送が行われたかどうかという観点で調査を行うものと承知しております。以上です。

○**戸田委員長** 土光委員。

○**土光委員** それから、本市の対応で、事後には立入調査を今のような目的でやるということは書いてある。輸送中に、万が一、事故に備えて、例えば消防が一定程度準備する、待機する、そういった事後ではなくて、輸送に関して何か消防とか米子市が対応するという計画はあるんですか。

○**戸田委員長** 田中防災安全課長。

○**田中防災安全課長** こちらにつきましては、輸送経路自体もまた情報としてはいただいておりません。いただいた時点でも公表は行うことができません。したがって、今、現時点で、そうしたアイデアを持っておるということではございません。以上です。

○**戸田委員長** 土光委員。

○**土光委員** 例えば、1枚目のこれは運営要綱かな、の2番で、輸送日時、経路等の詳細の情報は公表しないということは、少なくとも米子市には輸送日時、経路、これは情報として来るんですね。ただし、公表はしない。だから、事前に米子市は、輸送日時、経路は、これは知らされている。今の時点でどっかに知らされるはず、そういうことなので、それに対して、実際、米子市としては、いつ、どういうルートで、こういった新燃料が輸送される。万が一の場合もあり得るということで、それに対する、特に消防だと私は思うのですが、そういった対応、体制は取るんですか。

○**戸田委員長** 田中防災安全課長。

○**田中防災安全課長** 仮定の話ですので、今のところは何ともお答えができないかなと。また、経路につきましても、本市の中を通るのかどうか、そういったことも全く不明でございますので、現時点では何ともお答えがしかねます。以上です。

○**戸田委員長** 土光委員。

○**土光委員** 仮定の話というよりは、輸送日時、経路が連絡されるというのは、これはもう確実なんですよね。ただ、経路は分からないから、実は米子市の中を通らない可能性もあるから、そのときは多分、市として対応することもないし、もし通るんだったら、どうするかは、それがはっきりしてからという理解でいいですか。

○**戸田委員長** 田中防災安全課長。

○**田中防災安全課長** 繰り返しとなりますが、現時点で持ち合わせている情報がございませんので、今の時点では何ともお答えしかねます。以上です。

○**戸田委員長** 土光委員。

○**土光委員** 米子市には、現時点で、今日6月の、何日だ、30日だが、時点で、輸送日時、経路はまだ知らされていないんですか。

(「同じことばかり。」と声あり)

○**戸田委員長** ちょっと視点を変えてみてください。

答えられますか。

○**土光委員** 知らされているかどうかだけ。

○**戸田委員長** 永瀬防災安全課調整官。

○**永瀬防災安全課調整官** 私の認識でお話をさせていただきますと、この安全対策に関しましては、中国電力のほうが法令に基づいて、自らの責任で行われると承知しておりますので、県とか米子市とか境港市がその安全対策について直接関わるようなことは想定されていない。ただ、土光委員の言われるような、何かしら事故があるとかそういった緊急事態の場合は、その段になって所定の連絡をいただくようなことに想定はされるかなと思ってるんですけど、基本的には、安全に万全を期して、法令に基づいて安全な輸送をされるというふうに聞いている、そういった状態じゃないかなと思ってます。

○**戸田委員長** 土光委員。

○**土光委員** だから、安全協定では、輸送計画に関して30日前に連絡するというふうになってますよね。この輸送計画の中には日時とか経路、これも当然含まれると理解できます。だから、30日前に連絡がされるものという、そういう約束ですよ。これは、推測というか、そうだったらこう考えられるということですけど、現時点で6月30日でまだそういった連絡がないということは、まだ輸送の30日前にはなっていないと理解していいですね。

○**戸田委員長** 田中防災安全課長。

○**田中防災安全課長** このたび報告いただきましたのは第2四半期の輸送ということですので、少なくとも7月1日以降のものであるというふうに承知をしております。また、仮に、いつということが情報が入っておったとしても、それにつきましては、現時点においては公表できない内容ではないかなというふうに存じます。以上です。

○**戸田委員長** 土光委員。

○**土光委員** 公表できないことは分かります。でも、米子市として、中国電力からの情報は、実際の輸送が30日前に連絡するという約束ですよ。今日の時点でまだそういう経路、日時の連絡はないわけですね。ないって今言いましたけど。ただ、そうじゃなければ、そう言ったから聞いてるんです。

○**戸田委員長** 伊澤副市長。

○**伊澤副市長** 恐らく土光委員が読み方を間違えておられるんじゃないかなというふうに思います。先ほど担当課長のほうが御説明したとおり、30日前までの連絡というのは、第2四半期に、第2の四半期にありますよという連絡があったということを御報告したはずですが、30日前の連絡は既に行われております。ただ、それ以降、具体的な輸送日時等については、その後で、それが確定した時点で連絡はあるわけですけども、その内容についてはお答えしかねるということを繰り返し御答弁申し上げたわけですが、ぜひ御理解いただきたいと思います。以上です。

○**戸田委員長** よろしいですか。

ほかにございませんか。

土光委員。

○**土光委員** この安全協定と運営要綱の読み方ですが、だから、今あったのは、第2四半期にということ、こういった予定だという連絡があった。運営要綱では、改めて読み返すと、例えば、輸送に係る安全対策が確定したときとか、輸送日時、経路が、詳細な情報、これは30日前までに輸送に係る安全対策とはまた別に、分かり次第とか早急にとか、そういうふうに。だから、運営要綱に書いてるのはこういった連絡をする、公表しないっていうのは分かります。連絡をするというのは、これは30日前というふうには縛りはないというふうに読めばいいんですか。

○**戸田委員長** 田中防災安全課長。

○**田中防災安全課長** その解釈でよろしいかと思います。

○**戸田委員長** 土光委員。

○**土光委員** あと、添付の資料で、8番の輸送物の表であります。ちょっとこれ分からないところがあるので聞きます。

まず、添付の別の図というのがありますが、これはこの表の中のA型核分裂性輸送物、これのことだと思っていいですね。

○**戸田委員長** 田中防災安全課長。

○**田中防災安全課長** A型核分裂性輸送物といったものを輸送するための容器の型式がNT-XⅡ型というものであり、このNT-XⅡ型というものがどんなものかを示したものが別図であるということです。以上です。

○**戸田委員長** 土光委員。

○**土光委員** そうすると、この個数の45というのは、何の個数か。それから、45個が別図のこの輸送概観図、この中に45個入ってるものというふうに理解すればいいですか。

○**戸田委員長** 田中防災安全課長。

○**田中防災安全課長** 先ほどもちょっと説明させていただいたつもりですが、お伝えが十分でなかったことで大変失礼をいたしました。

こちらのNT-XⅡ型というもののの中に新燃料が2体入ります。この2体入ったものを45個輸送して90体輸送するというのがこのたびの輸送計画ということでございますので、別図のものが45個運ばれるものというふうに承知しております。以上です。

○**戸田委員長** 土光委員。

○**土光委員** それは分かりました。それから、この2体というのは、この1体、2体の、燃料集合体のことだと思っていいですか。

○**戸田委員長** 田中防災安全課長。

○**田中防災安全課長** 私もちょうと詳細、技術的なことですかカウントの仕方、十分に承知をしておるわけではございませんが、重量のところ、新燃料2体で約510キロと書いてございますので、集合体と言われるものではないかというふうに推測いたします。以上です。

○**戸田委員長** 土光委員。

○**土光委員** それから、今日の資料には直接書かれていないのですが、この輸送に関して新聞記事ではもう既に報道されていて、その中で書いてあることでちょっとこれを確認をしたいのですが、2号機全体は560体入る。10年以上間隔があるので、そのうち150体を入れ替える必要がある。ただ、そして今、島根原発そのものには128体が何か既

にある。まだ足りないから、今回、足りない分が90体、それを新たに運び込む。そういった状況のこの場合の輸送だと思っていいですか。

○戸田委員長 田中防災安全課長。

○田中防災安全課長 新聞報道によるとということでございますが、すみません、私のほうがその新聞報道のほうを承知しておりませんので、詳細の本数等についてはお答えしかねます。以上です。

○土光委員 分かりました。

○戸田委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と声あり〕

○戸田委員長 ないようですので、本件については終了いたします。

原子力発電・エネルギー問題等調査特別委員会を暫時休憩いたします。

午後2時20分 休憩

午後2時22分 再開

○戸田委員長 原子力発電・エネルギー問題等調査特別委員会を再開いたします。

次に、市有施設における再生可能エネルギー導入状況について協議を行いたいと思います。

前回の当委員会において、本市における再生可能エネルギーについて協議を行いました。その際、現状と課題について抽出し、取りまとめをすべきとのことでしたので、本日は、その取りまとめた内容について、環境政策課から説明を受けたいと思います。

木下市民生活部次長。

○木下市民生活部次長兼環境政策課長 そういたしますと、市有施設における再生可能エネルギーの導入状況について説明いたします。資料のほうを御覧いただけますでしょうか。

資料の1番目から8番目の施設につきましては、米子市市有施設の屋根貸しによる太陽光発電普及事業により太陽光パネルを設置しているものでございます。市有施設の屋根貸し事業は、再生可能エネルギーの拡大を目的に、再生可能エネルギーの全量固定価格買取制度、いわゆるFITでございますが、この実施に伴い、太陽光発電事業を行う事業者に対し、公共施設の屋根の使用を許可するもので、平成25年5月に18施設の公募に対し、6施設、3事業者で決定をし、平成27年7月に2回目の公募を実施し、37施設に対し、2施設、2事業者が決定をしたところでございます。設置からの期間は20年（最長21年）で、期間が満了した場合には、事業者が発電設備の撤去、原状回復を行うものでございます。FIT価格低下のため、応募者が減少したことから、平成27年以降、新規募集は行っておりません。

今後の方針でございますが、市有施設への太陽光発電の設置につきましては、鳥取県において、令和3年度からPPA（第三者所有）による再生可能エネルギー導入を推進していることから、本市も脱炭素先行地域づくり事業において、PPAのスキームによる公共施設への太陽光発電設備の設置を進めることとしております。

次の米子市水道局については、水道局新庁舎の建築に伴い、平成29年度に太陽光発電事業を行う事業者へ屋根の使用を許可しているものでございます。設置許可期間は20年（最長21年）で、期間が満了した場合は、事業者が発電設備の撤去、原状回復を行うものです。

その下、福米東小学校と第二学校給食センターは、自己所有による設置でございます。米子市環境基本計画に基づく、地球環境に配慮した循環型のまちづくり施策の一つである再生可能エネルギー導入の取組として、平成25年度改築に併せまして福米東小学校の屋内運動場に、また、平成26年度建築に併せまして、第二学校給食センターに自己所有による太陽光発電の導入を行い、売電を行っております。こちらの課題といたしましては、今後、ソーラーパネルの経年劣化に伴う修繕が生じた場合には、市での対応が必要となります。

次の、下水道内浜処理場と4つの公民館につきましては、経済産業省の補助金を活用した未利用エネルギー活用事業により再生可能エネルギーを導入しているものでございます。こちらは、令和3年度から、内浜処理場で発生する消化ガスを利用して発電を行い、発電した電力を売電しております。使用期間は20年を想定しております。

また、同じく令和3年度に4つの公民館に太陽光発電設備と蓄電池を設置しております。太陽光発電設備で発電した電気は公民館で使用し、余剰電力は蓄電池に充電をいたします。災害時には非常用電源として活用する。そして、使用期間は20年を想定しており、ソーラーパネルの経年劣化による修繕が生じた場合には対応が必要となります。

最後に、米子市クリーンセンターでございます。米子市クリーンセンターにおいては、搬入された可燃ごみ焼却時に発生する熱を利用して発電を行っており、発電した電力は、クリーンセンター場内で利用し、余剰分は売却をしております。ごみの量が年々減少傾向でございまして、発電量の低下が見込まれることから、場内電気使用量の削減及び発電効率の向上に努めているところでございます。

最後に、再生可能エネルギー導入に関する全体的な今後の方針でございます。本市では、2050年までに温室効果ガスの実質排出ゼロを目指すことを表明しておりまして、持続可能で活力ある地域社会を実現するため、地球温暖化対策実行計画（区域施策編）として、ゼロカーボンシティよなごアクションプランを策定し、脱炭素社会の実現に向けた取組を推進しているところでございます。ゼロカーボンシティよなごアクションプランについては、概要版を参考資料としてお配りをさせていただいております。

取組の基本方針は、4番目の具体的な取組の体系にお示しをしております。その取組の1つとして、脱炭素先行地域の公共施設等において、令和12年度までに電気使用に伴うCO<sub>2</sub>排出量実質ゼロの実現を目指しておりまして、脱炭素先行地域づくり事業の取組により、PPAによる太陽光パネル設置を進めるほか、今後、公共施設の新設時等においても、再生可能エネルギーの導入を積極的に検討していく考えでございます。説明は以上です。

**○戸田委員長** 当局の説明は終わりました。

委員の皆様方から、質疑、御意見を賜りたいと思います。ございませんか。

土光委員。

**○土光委員** まず、最初の屋根貸しと言われるところ。できたら、この場で回答はなくてもいいのですが、実際この実績はどうだった、要は実績、発電量、その辺のところのデータを提供していただければと。

それから、これはFITで売ってると思うので、実際幾らで売ってるのかという価格、その辺のところを知りたいと思います。



それから、これは回答いただきたいのですが、屋根貸しで期間が20年（最長21年）と書いてるけど、期間が満了した場合は事業者が撤去、原状回復を行うということがありますが、要は屋根貸しをするときの契約で、実際20年たって、太陽光発電はまだまだ十分普通は発電できる状態なので、例えば、場合によっては延長するとか、そういうことができるような契約なのか、とにかく20年たったら撤去するというものなのか、どういう契約になってるんですか。

○**戸田委員長** 野口環境政策課担当課長補佐。

○**野口環境政策課環境計画担当課長補佐** 先ほどの御質問についてお答えいたします。

発電量のデータなんですが、お配りしております表にも記載がございまして、トータルで311.21キロワットになっております。幾らで……。

○**土光委員** すみません、記載していて、300何ぼと言ったけど、どこに記載されていますか。

○**野口環境政策課環境計画担当課長補佐** すみません、発電容量のところを合計いたしますと……。

（発言する者あり）

申し訳ございません。発電実績のほうが、今、手元のほうにございませんで、申し訳ございません。また、後ほど提出したいと思います。

幾らで売っているかについてなんですけれども、平成25年度単価のほうが36円プラス税で売電のほうをしております。平成25年度の屋根貸しに関しては、単価がそうなります。平成27年に関しては、単価が27円プラス税になっております。

○**戸田委員長** 契約はどうなってますか。

木下市民生活部次長。

○**木下市民生活部次長兼環境政策課長** すみません、契約の20年経過後の扱いにつきましては、確認をして後ほど回答させていただきたいと思います。すみません。

○**戸田委員長** よろしいですか。

土光委員。

○**土光委員** じゃあ、これは後でそれぞれお願いします。

それから、公民館で自家消費と書かれていて、余剰電力は蓄電池に充電する。蓄電池の容量は幾らですか。

○**戸田委員長** 岩田経済戦略室長。

○**岩田経済戦略課産業・雇用戦略室長** 蓄電池の容量ですが、4キロワットでございます。

○**戸田委員長** 土光委員。

○**土光委員** 4キロワットアワー。

○**戸田委員長** 岩田経済戦略室長。

○**岩田経済戦略課産業・雇用戦略室長** 出力としては4キロワット、容量としては9.8キロワットアワーです。

○**戸田委員長** 土光委員。

○**土光委員** あと、もう一つ。一番下のクリーンセンターの火力発電、バイオマス発電、ここに書いてあるのは、自家消費もして、余った分は売電というふうに書いてありますね。今回の議会の市長の市政概要で、このクリーンセンターの発電に関して、何か下水道の内

浜処理場と皆生処理場に自己託送方式に供給することといたしました、いたしましたから、まだやってない。この時点では、今やってないから触れてある。その辺のところは、どうなんですか。

○戸田委員長 遠藤クリーン推進課担当課長補佐。

○遠藤クリーン推進課施設管理担当課長補佐 資料の一番下のところがございますクリーンセンターの余剰電力の扱いについてですが、昨年度までは、クリーンセンターで発電した電力につきましては、まずクリーンセンター内で使用して、余剰電力については売却しておりましたが、この令和5年4月からは自己託送を開始しております、発電した電力につきましては、まずクリーンセンター内で使用しまして、残りの余剰につきましては、一番初めに自己託送を行いまして、さらにまた余剰が出た場合には、電力会社のほうに売却を行っております。

○戸田委員長 土光委員。

○土光委員 だから、記述で、もう既にこの下水道の処理場に自己託送方式で供給がもう始まっているということですね。

〔「はい」と声あり〕

○戸田委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と声あり〕

○戸田委員長 よろしいですか。

〔「はい」と声あり〕

○戸田委員長 以上で環境政策課、市民生活部については終了いたします。

それでは、暫時休憩します。

〔執行部退席〕

午後2時36分 休憩

午後2時37分 再開

○戸田委員長 それでは、今後の進め方ですけれども、ちょっと御相談させてください。よろしいですか。

〔「はい」と声あり〕

○戸田委員長 今後の進め方について何か御意見がありましたら、承りたいと思います。岡田委員。

○岡田委員 今日、お話をさせていただきましたが、再生可能エネルギーですが、本日、米子市のほうも先進的な取組取っておられますし、こういったことを調査・研究進めていっていったらなというふうに思います。

○戸田委員長 という御意見でございますが、どうでしょうか。

副委員長、どうでしょうか。

○矢田貝副委員長 今までにもそのような意見がこの中でも出たのではなかったかなというふうに記憶しておりますので、前向きに取り組んでいくことは私も賛成です。

○戸田委員長 じゃあ、施設を見学するというところで、視察をするということよろしゅうございますでしょうか。

土光委員。

○土光委員 だから、いろんな施設を研究か視察をするということ事で事案を出してもらっ

て、そこは了解します。

この前のときに、私の要望というか提案として、ローカルエナジーのことを視察、どういう仕組みでどうやってるか、それをぜひしたいという要望は出したと思うんですが、どう扱われますか。

**○戸田委員長** 今日、諮らせてください。

市の市有施設のほかにローカルエナジー、いわゆる事業者がやっておられます発電施設もごございますので、そちらの施設見学をしたらどうかという御意見でございますが、どのようにしましょうか。

岡田委員。

**○岡田委員** 相手があつてのことですので、米子市もローカルエナジーのほうに一部出資はしていますけれども、必ずしも全部見せていただけるものなのか。見せていただけるということだったら見せていただきたいとも思いますし、そこは委員長のほうで対応していただければありがたいなと思います。

**○戸田委員長** よろしいですか。

〔「はい」と声あり〕

**○戸田委員長** そうしますと、日程並びに市の市有施設の見学並びにローカルエナジーについては、相手方もございますので、調整をさせていただいて、もし見学が可能であれば、見学させていただければというふうに思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

〔「はい」と声あり〕

**○戸田委員長** じゃあ、正副委員長に一任をお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と声あり〕

**○戸田委員長** ありがとうございます。

それでは、以上で……。

土光委員。

**○土光委員** 式次第のときで、案件、今日、1、2がありますよね。その他というのを入れてください。これは前回の、前回いうか、前委員長のときとか、その他を入れるという話になってますので、私、そのとき副委員長で。だから、必ずその他というのを案件で入れていただきたいと思います。

**○戸田委員長** という要望でございますが。

〔「皆さんが合意すれば」と中田委員〕

〔「そうですね。」と声あり〕

**○戸田委員長** よろしいですか。じゃあ、その他ということで。

〔「合意すれば」と中田委員〕

**○戸田委員長** よろしいですか。

中田委員。

**○中田委員** 前回なっているのでということではなくて、こうやって任期も変われば、その都度のメンバーで決めていくことですから、だって、どういう案件を扱うかどうかは皆さんが合意すれば。委員長、お願いします。

**○戸田委員長** ほかにございませんか。

〔「なし」と声あり〕

○戸田委員長 じゃあ、その他の件ということはこれから挿入させていただくということ  
でよろしいですか。

〔「はい」と声あり〕

○戸田委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と声あり〕

○戸田委員長 じゃあ、以上で原子力発電・エネルギー問題等調査特別委員会を閉会いた  
します。

**午後 2 時 4 0 分 閉会**

米子市議会委員会条例第 29 条第 1 項の規定により署名する。

原子力発電・エネルギー問題等調査特別委員長 戸 田 隆 次